

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会

福祉系高校修学資金貸付

# 修学生のしおり

令和8年度版



令和8年3月発行 

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会（生活支援課）

〒420-8670 静岡市葵区駿府町1番70号

TEL 054(254)5244

目次

- 1 修学資金貸付に関する手続一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ページ
- 2 注意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ページ
- 3 修学資金貸付フローチャート・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 ページ
- 4 社会福祉法人静岡県社会福祉協議会 福祉系高校修学資金貸付要綱・・・ 6 ページ

付録 修学資金様式（様式第1号～第20号）

※様式は複写して使用してください。

修学生の覚書（必ず記入してください）

決定番号	第	_____	号
氏名	_____		
借受期間	令和	年	月から 令和 年 月まで
修学準備金	_____	30,000円	
介護実習費	_____	30,000円	
国家試験対策費用	_____	30,000円	
就職準備金	_____	200,000円	
借受総額	_____	円	
<連帯保証人>			
住所	_____		
氏名	_____	電話番号	( ) _____

**【注意事項】**  
・修学準備金は1年生のみ。  
・就職準備金は3年生のみ。  
・就職準備金は進学する場合は借ることはできません。

1 福祉系高校修学資金貸付に関する手続一覧

区分	事項	提出書類	様式
在 学 中	修学資金の貸付を受けようとする時	福祉系高校修学資金貸付申請書 福祉系高校の長の推薦書 住民票（当該年度の発行のもの）	第1号 — —
	貸付する決定を受けた時	誓約書 借用証書 振込口座申込（変更）申請書	第2号 第4号 第20号
	休学（復学）した時	休学（復学）届	第9号
	退学した時	返還明細書 退学届	第6号 第9号
	停学の処分を受けた時	停学処分届	第10号
	退学の処分を受けた時	返還明細書 退学処分届	第6号 第10号
	貸付を受けることを辞退する時	福祉系高校修学資金等辞退届	第11号
	貸付契約解除後も引き続き養成施設等に在学している時	修学資金等返還猶予申請書 在学証明書	第7号 —
	死亡（失そう）した時	死亡（失そう）届 （先に担当まで御連絡ください）	第18号
卒 業 後 ・ 就 業 後 （ 修 学 資 金 等 の 貸 付 が 完 了 し た 者 ）	卒業した時	卒業届 卒業証書の写し	第13号 —
	介護福祉士の登録をした時	登録届 登録証の写し	第14号 —
	介護業務に従事し始めた時	修学資金等返還猶予申請書 業務開始届	第7号 第15号
	卒業年度の介護福祉士国家試験で 不受験または不合格で、次年度以 降に再受験する時	福祉系高校修学資金返還猶予申請書 受験票の写し	第7号 —
	卒業後1年以内に介護福祉士の登 録を受けなかった、若しくは免除 対象となる介護等の業務（以下「免 除対象業務」）に従事しなかった時	返還明細書	第6号
	社会福祉士指定養成施設等におい て就学している時	福祉系高校修学資金返還猶予申請書 在学証明書	第7号 —
	引き続き3年以上免除対象業務に 従事し、返還の免除を希望する時 （※1）	福祉系高校修学資金返還債務免除申請書 業務従事期間証明書	第5号 第19号

区分	事項	提出書類	様式
卒業後・就業後	上記以外で、修学資金の貸付を受けた期間以上に免除対象業務に従事し、返還の免除を希望する時	福祉系高校修学資金返還債務免除申請書 返還明細書 業務廃止届 業務従事期間証明書	第5号 第6号 第17号 第19号
	修学資金の返還債務の免除を受ける前に介護等の業務に従事しなくなった時	返還明細書 業務廃止届	第6号 第17号
	返還債務の免除を申請せず、返還を希望する時	返還明細書	第6号
	免除対象業務の施設を変更した時	業務従事施設等変更届 以前の勤務先の「業務従事期間証明書」	第16号 第19号
その他	死亡・失そうした時	死亡（失そう）届 （先に担当まで御連絡ください）	第18号
	住所または氏名を変更した時	住所・氏名変更届	第8号
	連帯保証人を変更した時	連帯保証人変更届	第3号
	連帯保証人の住所または氏名に変更がある時	連帯保証人住所・氏名変更届 それを証明する書類	第12号 —

(※1) 詳しくは「2 注意事項 (3) 免除について」を参照

※ 貸付中に住所や氏名を変更した場合は、振込の関係上、速やかに住所・氏名変更届を提出するとともに、静岡県社会福祉協議会 生活支援部生活支援課 (TEL. 054-254-5244) まで連絡してください。

## 2 注意事項

### (1) 決定番号について

静岡県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）では修学生を決定番号により管理しているので、修学資金の貸付決定時に付与する決定番号は、修学資金に関するすべての手続きが完了するまで（免除または返還の終了まで）、忘れないように、目次頁の「覚書」に記載してください（他の奨学金の決定番号、卒業生番号、介護福祉士の登録番号などと間違えないこと）。

### (2) 返還の猶予期間中の転職について

養成施設を卒業後、免除対象業務（貸付要綱第2条第2項に掲げる「介護職員等の業務」）に就業する方は、返還の猶予の申請をしてください。

また、他の施設に転職される場合、引き続いて免除の期間として算入するためには、原則として前の施設の退職月の翌月までに就業する必要があります。

(例) 令和8年8月15日付けで退職した場合には、令和8年9月30日までに次の介護業務に従事していることが必要です。

転職先が免除対象業務になるか分からない場合、業務を変更又は退職される場合は県社協 生活支援部生活支援課まで連絡してください。

(3) 免除について

修学資金の貸付が完了し、卒業後1年以内に介護福祉士として登録し、静岡県内において福祉系高校修学資金貸付要綱に規定する「介護職員等の業務」に従事し、引き続き3年就業すれば、返還の免除を受けることができます(免除申請書と所定の添付書類の提出が必要になります)。

また、貸付を受けた期間以上かつ2年間以上引き続き「介護職員等の業務」に従事した者は、一部免除を受けられる場合があります。

(※詳細は貸付要綱第15条第1項第1号から第3号を参照してください。)

(4) 就業後の返還の猶予について

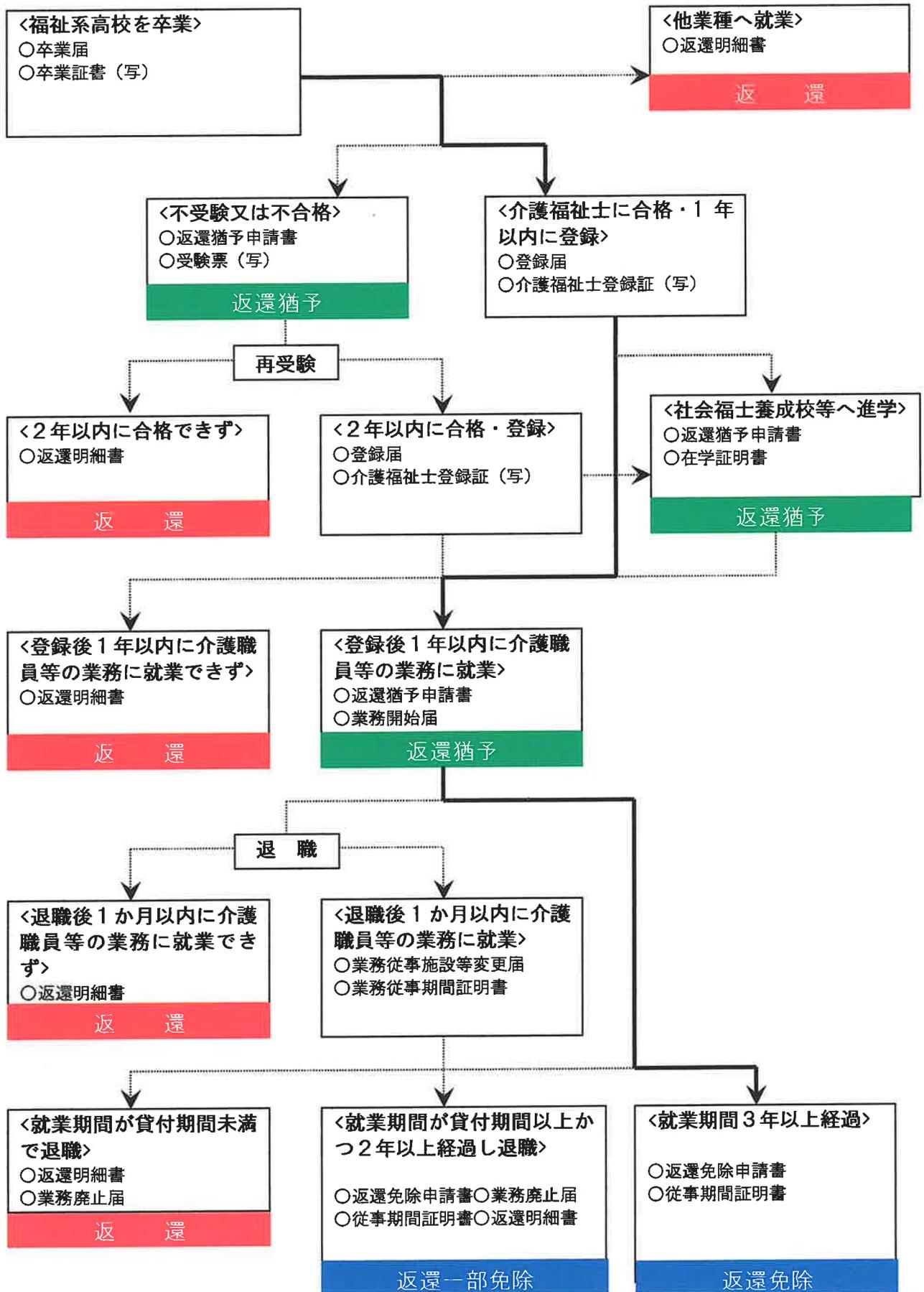
就業してから育児休業(産休・介護休暇)を取る場合は返還猶予の対象となる場合がありますので、必ず事前に県社協 生活支援部生活支援課まで連絡してください。なお、退職する場合には、返還の対象となる場合があるので、事前に必ず連絡してください。

## (確認事項)

借受人及び連帯保証人は次の事項を確認し厳守してください。

- 1 借受人、連帯保証人に次の事項が生じたときは、遅滞なく本会に届け出ること。
  - (1) 住所を変更したとき
  - (2) 改名・改姓したとき
  - (3) 退学したとき、事業に従事しなくなったとき
  - (4) 天災、火災その他重大な災害を受けたとき
  - (5) 死亡、または所在不明になったとき
  - (6) その他変更事項があったとき
  
- 2 本会は、借受人が次の各号の一に該当する場合に、貸付金の全部または一部につき一時返還を請求し、または貸付金の貸付もしくは交付を停止する。
  - (1) 貸付金の使途をみだりに変更し、または他に流用したとき
  - (2) 住所、氏名、世帯状況等の申請内容について虚偽の申請その他不正な手段により貸付を受けたとき
  - (3) 故意に返還金の支払いを怠ったとき
  - (4) 貸付の目的を達成する見込みがないと認められるとき
  - (5) その他、本貸付の主旨に反する事実が認められたとき
  
- 3 本会と借受人及び連帯保証人との間で、民事調停または民事訴訟の必要が生じた場合には、静岡簡易裁判所、静岡地方裁判所を合意裁判所とする。

〈福祉系高校修学資金貸付 フローチャート〉



※ 上記のケースに当てはまらないケースも想定されますので、不明な点は、静岡県社会福祉協議会 生活支援部生活支援課（TEL. 054-254-5244）まで照会ください。

## 社会福祉法人静岡県社会福祉協議会福祉系高校修学資金貸付要綱

### (目的)

第1条 社会福祉法人静岡県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）が、今後、必要となる介護人材等を着実に確保していくため、県内の福祉系高校に在学し、介護福祉士の資格の取得を目指す学生に対し、修学資金の貸し付けを実施し、県内の若者の介護分野への参入促進、地域の介護人材の育成及び確保並びに定着を支援することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、「福祉系高校」とは社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号。以下「法」という。）第40条第2項第4号の規定に基づき、学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校であって文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定したものをいう。

2 この要綱において、「介護職員等」とは、居宅サービス等（介護保険法（平成9年法律第123号）第23条に規定する居宅サービス等をいう。以下同じ。）を提供する事業所若しくは施設又は第一号訪問事業（同法第115条の45第1項第1号イに規定する第一号訪問事業をいう。以下同じ。）若しくは第一号通所事業（同号ロに規定する第一号通所事業をいう。以下同じ。）を実施する事業所において、介護職員その他主たる業務が介護等（法第2条第2項に規定する介護等をいう。以下同じ。）の業務である者をいう。

### (貸付対象者、貸付期間及び貸付額)

第3条 貸付対象者、貸付期間及び貸付額は次のとおりとする。

(1) 貸付対象者は福祉系高校に在学する者で、次の（ア）、（イ）のいずれにも該当する者とする。

ア 福祉系高校を卒業後、県内において介護職員等の業務に従事しようとする者。

イ 福祉系高校学校長から推薦を受けた者。

(2) 貸付期間は、福祉系高校に在学する期間とし、原則として、正規の修学期間とするが、病気等の真にやむを得ないと県社協会長が認める事由により留年した期間については、正規の修学期間を含めることができる。

(3) 修学資金の貸付上限額は次の（1）から（4）の合算額以内とする。ただし、授業料、入学金に充当することは出来ないものとする。

ア 修学準備金 入学時の貸付けに限り 30,000 円以内

介護実習の際に必要な実習着等、福祉系高校特有の修学するに当たって必要な準備経費に充当するものであること。

イ 介護実習費 一年度当たり 30,000 円以内

介護実習を行う際に必要な交通費、保険料、教材費等に充当するものであること。

ウ 国家試験受験対策費用 一年度当たり 40,000 円以内

福祉系高校が通常の教育課程とは別に実施する又は民間機関等が実施する介護福祉士の国家試験受験対策講座の受講費、模擬試験の受験料又は参考図書等の購入費用等の経費に充当するものであること。

エ 就職準備金 卒業時の貸付けに限り 200,000 円以内

福祉系高校を卒業後、就職する際に必要な経費に充当するものであること。

### (貸付方法及び利子)

第4条 本事業による貸付金の交付は、分割によるものとする。

2 貸付利子は、無利子とする。

(貸付の申請)

第5条 本事業による貸付けを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別に定める福祉系高校修学資金貸付申請書を期日までに県社協会長に提出しなければならない。

(貸付の決定)

第6条 県社協会長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、その内容を審査して、福祉系高校修学資金貸付けの可否を決定し、その旨を申請者に通知する。

(借用証書及び誓約書の提出)

第7条 前条の規定により福祉系高校修学資金貸付けの決定を受けた者（以下、「借受人」という。）は、別に定める借用証書及び誓約書を県社協会長に提出しなければならない。

(連帯保証人)

第8条 福祉系高校修学資金の借受人は、連帯保証人を立てなければならない。

2 借受人が未成年である場合の連帯保証人は法定代理人でなければならない。

3 連帯保証人は、借受人と連帯して債務を負担する。

(貸付契約の解除及び貸付けの休止)

第9条 県社協会長は、借受人が資金貸付けの目的を達成する見込みがなくなつたと認められる次の（1）から（5）までのいずれかに該当する場合は、その契約を解除するものとする。

(1) 退学したとき。

(2) 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなつたと認められるとき。

(3) 学業成績が著しく不良になつたと認められるとき。

(4) 修学資金の貸付けを受けることを辞退したとき。

(5) 死亡したとき。

(6) 虚偽その他不正な方法により修学資金の貸付けを受けたことが明らかになつたとき。

(7) その他修学資金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなつたと認められるとき。

2 県社協会長は、福祉系高校に在学する借受人が修学資金の貸付期間中に貸付契約の解除を申し出たときは、その契約を解除するものとする。

3 県社協会長は、福祉系高校に在学する借受人が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学又は停学の処分が年度の全期間に及ぶ場合は当該年度分の修学資金の貸付けを行わないものとする。

(返還の債務の当然免除)

第10条 県社協会長は、借受人が次に掲げるいずれかに該当するに至ったときは、貸付額に係る返還の債務を免除することができる。

(1) 福祉系高校を卒業した日から1年以内に介護福祉士の登録を行い、静岡県内において、介護職員等の業務に従事し、かつ、介護福祉士の登録日と介護職員等の業務に従事した日のいずれか遅い日の属する月以降、3年（以下「返還免除対象期間」という。）の間、引き続き、これらの業務に従事したとき。

ただし、法人における人事異動等により、借受人の意思によらず、県外において介護職員等の業務に従事した期間については、返還免除対象期間に算入して差し支えない。

なお、返還免除対象期間の「3年」の計算については、在職期間が通算1,095日以上であり、かつ、業務に従事した期間が540日以上とする。

- (2) 介護職員等の業務に従事後、他種の養成施設等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由（例えば育児休業等により介護職員等の業務に従事することが困難であると客観的に判断できる場合を指す、以下同じ。）により介護職員等の業務に従事できない期間が生じた場合は、返還免除対象期間には算入しないが、引き続き、介護職員等の業務に従事しているものとして取り扱うこととする。

上記の他に、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により国家試験を受験できなかった場合又は国家試験に合格できなかった場合であって、県社協会長が本人の申請に基づき次年度の国家試験を受験し、合格する意思があると認めた場合、本規定における「卒業した日」を、「国家試験に合格した日」と読み替えるものとする。本運用については、第13条における読み替えの適用を除く。

- (3) 返還免除対象期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため介護職員等の業務に継続して従事することができなくなったとき。

#### (返還)

第11条 修学資金の借受人が、次の各号いずれかに該当する場合（他種の養成施設等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合を除く。）には、当該各号に規定する事由が生じた日の属する月の翌月から県社協会長が定める期間（返還債務の履行が猶予されたときは、この期間と当該猶予された期間を合算した期間とする。）内に、県社協会長が定める金額を月賦又は半年賦の均等払方式等により返還しなければならない。ただし、繰り上げて返還することを妨げない。

- (1) 貸付契約が解除されたとき。
- (2) 福祉系高校を卒業した日から1年以内に介護福祉士として登録しなかったとき。
- (3) 福祉系高校を卒業した日から1年以内に介護福祉士の登録を行ったが、静岡県内において介護職員等の業務に従事しなかったとき。

なお、第12条において規定される業務に従事した場合においては、同条の規定する事業に移行する。

- (4) 静岡県内において介護職員等の業務に従事する意思がなくなったとき。
- (5) 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。

#### (福祉系高校修学資金返還充当資金貸付事業への移行)

第12条 福祉系高校を卒業した日から1年以内に介護福祉士の登録を行ったが、介護職員等の業務に従事せず、「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格に係る介護等の業務の範囲等について」（昭和63年2月12日社庶第29号社会局長・児童家庭局長連名通知）の別添2に定める職種又は当該施設の長の業務から介護職員等の業務を除いた範囲の業務（社会福祉法人静岡県社会福祉協議会介護福祉士修学資金等貸付要綱第3条（2）における充当資金返還免除対象業務と同義）に従事した場合は、社会福祉法人静岡県社会福祉協議会介護福祉士修学資金等貸付要綱第3条（2）に掲げる福祉系高校修学資金返還充当資金貸付事業により、福祉系高校修学資金の返還に充てるための資金（以下、「返還充当資金」という。）を貸し付け、第11条の返還に充てることにより、福祉系高校修学資金貸付事業から福祉系高校修学資金返還充当資金貸付事業へ支援を移行することとし、新たに貸し付けた返還充当資金に係る貸付方法、返還の債務免除、返還等の運用については、「社会福祉法人静岡県社会福祉協議会介護福祉士修学資金等貸付要綱」の規定に基づき行う。

- 2 県社協会長は、修学資金貸付契約時に、前項に該当することになった場合に返還充当資金に移行する

旨の承認を予め修学生から得ることにより、貸付契約の変更手続きを省略することができる。移行後各様式における「福祉系高校修学資金貸付事業」を「福祉系高校修学資金返還充当資金貸付事業」と読み替える。

(福祉系高校卒業後、進学した場合の取扱い)

第13条 福祉系高校を卒業後、大学、専門学校等（以下、「大学等」という）に進学した場合（この場合、介護福祉士の登録の有無は問わない。）、大学等を卒業するまでの間、第10条、第11条に係る手続きを猶予することとし、大学等を卒業後に、第10条、第11条、第12条（第10条の2において先述の通り読み替え運用を除く。）における「福祉系高校を卒業した日」を「大学等を卒業した日」に読み替える。

(返還の債務の履行猶予)

第14条 県社協会長は次のいずれかに該当する場合は、返還額に係る返還の債務の履行を猶予することができる。

(1) 当然猶予

県社協会長は、借受人が貸付契約を解除された後も引き続き、貸付決定時に在学していた福祉系高校に在学しているとき、貸付額に係る返還の債務の履行を猶予することができる。

(2) 返還の債務の履行の裁量猶予

県社協会長は、借受人が次のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる事由が継続している期間、履行期限の到来していない貸付額にかかる返還の債務の履行を猶予することができる。

ア 静岡県内において介護職員等の業務に従事しているとき。

イ 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき。

(返還の債務の裁量免除)

第15条 県社協会長は、借受人が次の各号の1に該当するに至ったときは、貸付額（既に返還を受けた金額を除く。）に係る返還の債務を当該各号に定める範囲内において免除することができる。

(1) 死亡し、又は障害により貸付けを受けた貸付額を返還することができなくなったとき

返還の債務の額（既に返還を受けた金額を除く。以下同じ。）の全部又は一部

(2) 長期間所在不明となっている場合等、貸付額を返還させることが困難であると認められる場合であつて、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から5年以上経過したとき

返還の債務の額の全部又は一部

(3) 静岡県の区域内において本事業による貸付けを受けた期間以上、介護職員等の業務に従事したとき

返還の債務の額の全部又は一部

2 裁量免除の額は、静岡県内において、介護職員等の業務に従事した期間を、貸付けを受けた期間の2分の3に相当する期間で除して得た数値（この数値が1を超えるときは、1とする）を返還の債務の額に乗じて得た額とする。

(延滞利子)

第16条 借受人は、正当な理由がなく貸付額を返還しなければならない日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年3パーセントの割合で計算した延滞利子を支払わなければならない。

2 前項に定める年当たりの割合は閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

(届出)

第17条 借受人は、次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちに別に定める届出書にその事実を証明する書類を添えて、県社協会長に提出しなければならない。ただし(4)に該当する場合は、その事実を証明する書類の添付を要しない。

- (1) 住所又は氏名を変更したとき。
- (2) 休学し、復学し、又は退学したとき。
- (3) 停学又は退学の処分を受けたとき。
- (4) 福祉系高校修学資金の貸付けを受けることを辞退するとき。
- (5) 連帯保証人の住所又は氏名に変更があったとき。
- (6) 福祉系高校を卒業したとき。
- (7) 介護福祉士の登録を行ったとき。
- (8) 介護職員等の業務を開始したとき。
- (9) 介護職員等の業務に従事する施設を変更したとき。
- (10) 介護職員等の業務に従事しなくなったとき。

2 連帯保証人は、借受人が死亡し、又は所在不明になったときは、直ちに別に定める死亡(失そう)届を県社協会長に提出しなければならない。

(実施細目)

第18条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年11月8日から施行し、令和3年4月に福祉系高校に在学している者から適用する。

様式第1号(第5条関係)(用紙 日本産業規格A4縦型)

福祉系高校修学資金貸付申請書

令和 年 月 日

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会会長 様

貸付申請者 住所 〒

氏名<sup>な</sup>

年 月 日生

連帯保証人 住所

氏名

福祉系高校修学資金の貸付けを受けたいので、同意事項（裏面記載）に同意のうえ、関係書類を添えて申請します。

在学している 福祉系高校	名 称		入学年月	年 月	
	所在地		学 年	年	
貸付けを希望 する理由					
貸付けを希望 する金額	修学準備金 3万円（1年生のみ）			円	
	介護実習費 3万円（年額）			円	
	国家試験受験対策費用 4万円（年額）			円	
	就職準備金 20万円（3年生のみ）			円	
	合 計			円	
家 族 の 状 況	続 柄	氏 名	年 齢	職業（勤務先又は学校名）	年収（税込み）
			歳		円

- (注) ①連帯保証人は成年の者で独立した生計を営む者であること、貸付申請者が未成年の場合は法定代理人であること。  
 ②「在学する福祉系高校校長の推薦書」及び「世帯全員の住民票」、「世帯全員の年収証明書類」を添付すること。

## (裏面)

### ■申請に当たっての留意ならびに同意事項

1. 申請者は、この貸付申請書の記載事項が真実かつ正確であることを保証します。
2. 申請者は、本資金の関係法令および要綱等に従います。
3. 申請者は、貸付申請書の記載事項および添付書類の真実確認を行うことに同意します。
4. 申請者は、卒業後、静岡県内の介護職員等の業務に従事せず、静岡県内で、「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格に係る介護等の業務の範囲等について」（昭和63年2月12日社庶第29号社会局長・児童家庭局長連名通知）の別添2に定める職種又は当該施設の長の業務から介護職員等の業務を除いた範囲の業務に従事した場合は、「福祉系高校修学資金返還充当資金貸付事業」に移行することを承諾します。
5. 申請者は、貸付が決定した後、申請者の状況に変化があった場合は、すぐに静岡県社会福祉協議会に届け出します。
6. 申請者は、在学、就労、資格合否等、必要な情報を把握するため、静岡県社会福祉協議会が申請者に報告を求めることに同意します。

### ■申請書に添付する書類

1. 在籍する福祉系高校の学校長の推薦書
2. 世帯全員の記載がある住民票（令和3年4月1日以降に発行のもの、世帯全員、本籍地及びマイナンバーの記載がないもの）
3. 世帯全員の所得を証明する書類（以下のいずれか）
  - ・源泉徴収票
  - ・確定申告書(控)の写し（税務署の受付印のあるもの）又は、「所得証明書」か「申告内容確認票」の写し

様式第2号(第7条関係)(用紙 日本産業規格A4縦型)

誓 約 書

令和 年 月 日

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会会長 様

私は、福祉系高校修学資金貸付要綱を守り、福祉系高校を卒業後、県内において同要綱第2条第2項に規定する介護職員等の業務に従事することを誓います。

なお、福祉系高校修学資金を返還する場合には、返還期限までに確実に返還します。借受人の住所氏名は借受人本人が自署しました。

決定番号

住 所

氏 名

私は、福祉系高校修学資金を返還する場合には、借受人と連帯して返還債務を負担します。連帯保証人の住所氏名は連帯保証人が自署しました。

連帯保証人 住 所

氏 名

本人との続柄(関係)

電話番号

様式第3号(第8条関係)(用紙 日本産業規格A4縦型)

連 帯 保 証 人 変 更 届

令和 年 月 日

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会会長 様

決定番号  
住 所  
氏 名  
電話番号

次のとおり連帯保証人を変更したので、届け出ます。

1 変更事項

区 分	変 更 前	変 更 後
住 所		
氏 名		
本人との続柄(関係)		
電 話 番 号		

2 変更理由

連 帯 保 証 書

令和 年 月 日

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会会長 様

私は、福祉系高校修学資金について、返還債務を本人と連帯して負担します。

連帯保証人 住 所  
氏 名

(注) 連帯保証人の住民票、所得を証明する書類を添付すること。

様式第4号(第7条関係)(用紙 日本産業規格A4縦型)

## 借 用 証 書

借 用 金 額	金	円
---------	---	---

(内訳)

修 学 準 備 金	金	円
介 護 実 習 費	金	円
国 家 試 験 受 験 対 策 費	金	円
就 職 準 備 金	金	円

(収入印紙貼付)  
契約金額が  
1万円超10万円以  
下のもの 200円  
50万円超100万円  
以下のもの 1千円  
100万円超500万円  
以下のもの 2千円

割印

私は、上記のとおり福祉系高校修学資金を借用しました。この資金は、福祉系高校修学資金貸付要綱に従い返還します。借受人の住所氏名は借受人本人が自署しました。

令和 年 月 日

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会会長 様

決定番号

住 所

氏 名

私は、借受人と連帯して、返還債務を負担します。連帯保証人の住所氏名は連帯保証人が自署しました。

連帯保証人 住 所

氏 名

様式第5号(第11条関係)(用紙 日本産業規格A4縦型)

福祉系高校修学資金返還債務免除申請書

令和 年 月 日

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会会長 様

決定番号  
住 所  
氏 名  
借受人との続柄(関係)  
電話番号

福祉系高校修学資金の返還債務の免除を受けたいので関係書類を添えて申請します。

貸付けを受けた 時の福祉系高校 の 名 称	福祉系高校卒業年月日	年 月 日
	介護福祉士登録年月日	年 月 日
貸付けを受けた 金 額	円	
返 還 済 額	円	
未 返 還 額	円	
免 除 申 請 額	円	
免除申請の理由		
介護職員等の業務に従事した 施設等の名称	職 種	業 務 に 従 事 し た 期 間
		年 月 日から 年 月 日まで
		年 月 日から 年 月 日まで
		年 月 日から 年 月 日まで
		年 月 日から 年 月 日まで
返還猶予期間	年 月 日から 年 月 日まで	
	年 月 日から 年 月 日まで	

(注) 様式第19号「業務従事期間証明書」を添付すること。

返還開始時

様式第6号(第11条関係)(用紙 日本産業規格A4縦型)

返 還 明 細 書

令和 年 月 日

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会会長 様

決定番号

住 所

氏 名

電話番号

連帯保証人 住 所

氏 名

電話番号

貸付けを受けた福祉系高校修学資金を、次の計画に基づき返還します。

貸付けを受けた時の 福祉系高校の名称		貸付 期間	年 月から 年 月まで
返 還 総 額			
返還理由発生年月	令和 年 月	返還 理由	
返 還 期 間	令和 年 月から令和 年 月まで		
返 還 方 法	月賦	半年賦	一 括
1 回 の 返 還 金 額	円		

様式第7号(第14条関係)(用紙 日本産業規格A4縦型)

福祉系高校修学資金返還猶予申請書

令和 年 月 日

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会会長 様

決定番号

住 所

氏 名

電話番号

福祉系高校修学資金の返還債務の履行の猶予を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

貸付けを受けた時の福祉系高校の名称		介護福祉士登録年月日
		年 月 日
未 返 還 額	円	
猶予を受けようとする期間	令和 年 月から令和 年 月まで	
猶予申請の理由		

様式第8号(第18条関係)(用紙 日本産業規格A4縦型)

住 所  
変 更 届  
氏 名

令和 年 月 日

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会会長 様

決 定 番 号  
貸付けを受けた時の  
福祉系高校の名称  
住 所  
氏 名  
電 話 番 号

次のとおり 住所  
氏名 を変更したので、届け出ます。

1 変更事項

区 分	変 更 前	変 更 後
住 所		
氏 名		

2 変更年月日 令和 年 月 日

様式第9号(第17条関係)(用紙 日本産業規格A4縦型)

休  
復  
退

学  
学  
学

届

令和 年 月 日

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会会長 様

決定番号

住 所

氏 名

令和 年 月 日 から休学  
に復学したので、届け出ます。  
に退学

上記のとおり 休学  
復学 したことを証明します。  
退学

令和 年 月 日

福祉系高校の  
名称及び所在地  
学校長(氏名)

様式第10号(第17条関係)(用紙 日本産業規格A 4縦型)

停学  
処 分 届  
退学

令和 年 月 日

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会会長 様

決定番号  
住 所  
氏 名

令和 年 月 日に 停学  
退学 の処分を受けたので、届け出ます。

上記のとおり 停学  
退学 の処分をしたことを証明します。

令和 年 月 日

福祉系高校の  
名称及び所在地  
学校長 (氏名)

決定後辞退時

様式第11号(第17条関係)(用紙 日本産業規格A4縦型)

福 祉 系 高 校 修 学 資 金 辞 退 届

令和 年 月 日

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会会長 様

決定番号

住 所

氏 名

電話番号

福祉系高校修学資金の貸付けを受けることを辞退するので、届け出ます。

貸付期間	年 月～ 年 月 ( 年 か月)	貸付決定額	円
交付済期間	年 月～ 年 月 ( 年 か月)	交付済額	円
辞 退	貸付金について令和 年 月分の交付から辞退します。		
理 由			

様式第12号(第17条関係)(用紙 日本産業規格A 4縦型)

連帯保証人 住所  
氏名 変更届

令和 年 月 日

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会会長 様

決 定 番 号  
貸付けを受けた時の  
福祉系高校の名称  
住 所  
氏 名  
電 話 番 号

次のとおり連帯保証人の 住所  
氏名 に変更があったので、届け出ます。

1 変更事項

区 分	変 更 前	変 更 後
住 所		
氏 名		

2 変更年月日 令和 年 月 日

3 変更後の連帯保証人 住 所  
氏 名

(注) 新内容(住所、氏名)の確認資料を添付すること。  
確認資料・・・住民票、運転免許証(写)等のいずれか

卒業時

様式第13号(第17条関係)(用紙 日本産業規格A 4縦型)

卒 業 届

令和 年 月 日

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会会長 様

決定番号

住 所

氏 名

電話番号

次のとおり福祉系高校を卒業したので、届け出ます。

1 福祉系高校の名称

2 卒業年月日 令和 年 月 日

上記のとおり卒業したことを証明します。

令和 年 月 日

福祉系高校の名称

及 び 所 在 地

学 校 長 ( 氏 名 )

様式第14号(第17条関係)(用紙 日本産業規格A 4縦型)

登 録 届

令和 年 月 日

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会会長 様

決 定 番 号  
貸付けを受けた時の  
福祉系高校の名称  
住 所  
氏 名  
電 話 番 号

次のとおり介護福祉士登録簿に登録を受けたので、届け出ます。

1 登録年月日 令和 年 月 日

2 登録番号

様式第15号(第17条関係)(用紙 日本産業規格A 4縦型)

業 務 開 始 届

令和 年 月 日

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会会長 様

決 定 番 号  
貸付けを受けた時の  
福祉系高校の名称  
住 所  
氏 名  
電 話 番 号

次のとおり介護職員等の業務を開始したので、届け出ます。

1 業務開始年月日 令和 年 月 日

2 介護職員等の業務に従事する施設等の名称及び所在地並びに職種

名 称	
所 在 地	電話番号
職 種	

上記のとおり介護職員等の業務を開始したことを証明します。

令和 年 月 日

施設所在地

施 設 名

代 表 者



様式第16号(第17条関係)(用紙 日本産業規格 A 4 縦型)

業 務 従 事 施 設 等 変 更 届

令和 年 月 日

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会会長 様

決 定 番 号  
貸付けを受けた時の  
福祉系高校の名称  
住 所  
氏 名  
電 話 番 号

次のとおり介護職員等の業務に従事する施設等又は職種を変更したので、届け出ます。

1 変更事項

区 分	変 更 前	変 更 後
施 設 等 の 名 称		
施 設 等 の 所 在 地		
職 種		

2 変更年月日 令和 年 月 日

退職時

様式第17号(第17条関係)(用紙 日本産業規格 A 4 縦型)

業 務 廃 止 届

令和 年 月 日

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会会長 様

決 定 番 号  
貸付けを受けた時の  
福祉系高校等の名称  
住 所  
氏 名  
電 話 番 号

次のとおり介護等の業務に従事しなくなったので、届け出ます。

1 業務廃止年月日 令和 年 月 日

2 介護職員等の業務に従事していた施設等の名称及び所在地並びに職種

名 称	
所 在 地	電話番号
職 種	

発生時

様式第18号(第17条関係)(用紙 日本産業規格A4縦型)

死 亡 届  
失 ぞ う

令和 年 月 日

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会会長 様

連帯保証人 住 所  
氏 名  
電話番号

次のとおり介護福祉士修学資金等の

貸付けを受けている者が死亡したので、届け出ます。  
貸付けを受けた者が失そう

1 貸付けを受けている者  
貸付けを受けた

決 定 番 号	
住 所	
氏 名	
貸付けを受けた時の 福祉系高校の名称	

2 死 亡 年月日 令和 年 月 日  
失そう宣告

## 業務従事期間証明書

- 1 郵便番号 〒 \_\_\_\_\_
- 2 住 所 \_\_\_\_\_
- 3 電話番号 ( ) \_\_\_\_\_
- 4 氏 名 \_\_\_\_\_
- 5 生年月日 \_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日
- 6 介護福祉士  
登録年月日 \_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日
- 7 施設の種類・従事する職種 \_\_\_\_\_
- 8 業務の内容 (詳細に) \_\_\_\_\_

上記のとおり、 \_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日から \_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日 まで  
(うち休職期間※ \_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日から \_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日)

業務に従事していたことを証明します。(※休職期間には、育休(産休、介護休暇)を含む)

令和 年 月 日

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会会長 様

施設所在地

施設名

代表者



## 修学資金等振込口座申込(変更)申請書

令和 年 月 日

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会会長 様

決 定 番 号  
貸付けを受けた時の  
福祉系高校の名称  
住 所  
氏 名

電 話 番 号

次のとおり修学資金等振込口座を 申し出 ます。  
変更申し出

金融機関	銀 行 信用金庫				本店 支店		
金融機関・ 支店コード							
口座種類 該当に○印	1 普通預金				2 当座預金		
口座番号							
ふりがな 口座名義							

※1 振込口座は本人名義に限る

※2 口座名義、口座番号の確認のため、預金通帳の写しを添付すること